

〔論文〕

「ふるさと納税」制度とその問題点

——寄付金税制のあるべき姿——

水 田 健 一

名古屋学院大学経済学部

要 旨

「ふるさと納税」制度は、納税者が自分の意思で、地方税の納税対象を選択することができるようにすることを意図して、居住地以外の地方団体に対する寄附金に対する所得税、地方住民税の税額控除制度として、2008年度から導入され、その後寄附件数、寄附額共に大きく増大している。本稿では、この制度の創設が議論された総務省の「ふるさと納税研究会」における議論を振り返ることによって、この制度が創設された目的を検討した後に、この制度が持つ問題点と改善すべき諸点について考察を行う。この制度の持つ問題点として、望ましい地方税のための原則に抵触すること、地方交付税特別会計の財源不足を増大させること、寄付を求めている返礼品競争を激化させること、負担を伴わない「寄付」は寄付の理念に反すること、地方団体への寄付とその他の団体への寄付との間での不平等性が発生すること、が挙げられる。さらに一定の仮定の下で、ふるさと納税制度を用いた寄付について、寄付者本人、居住地および寄付先の地方団体、および国の各主体グループ別の受益額と負担額についての検討を行った。

キーワード：ふるさと納税、返礼品競争、地方交付税特別会計、寄付金税額控除、寄付金税制

A Consideration for “Furusato Nozei”, a Tax Deduction System for Donations to Prefectural and Municipal Governments out of Donners’ Resident Places

Kenichi MIZUTA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

本稿は「ふるさと納税——新たな寄付税制による地域活性化——」（奥野信宏，八木匡，小川光編著『公共経済学で日本を考える』中央経済社 2017 第11章 所収）を加筆，修正したものである。

発行日 2017年3月31日

1. はじめに

2008（平成20）年度から導入された「ふるさと納税」制度は、住所地以外の任意の地方団体（都道府県および市区町村）に寄付をすることによって、その年の個人住民税所得割の20%を限度として¹⁾、寄付額から2,000円を差し引いた金額が税額控除される制度である。この制度については、それが他の地方団体の活動に対する住民の関心を高め、また地方団体に、地域の特産品やその地域の魅力を全国的にPRする姿勢をもたらすなど、その貢献が指摘される一方で、寄付を受ける地方団体間で返礼品を巡る過度の競争が展開されるなど、その問題点も各方面から指摘されている。本稿では、この制度の概要について簡単に触れた後に、この制度の創設が議論された総務省の「ふるさと納税研究会」における議論を振り返ることによって、この制度がいかなる目的をもって創設されたのかを検討した後に、この制度が持つ問題点と改善すべき点について考察を行う。

本稿の構成は以下の通りである。先ず次節において、「ふるさと納税」制度の概要について簡単に述べる。次の3節では、この制度の創設を議論した総務省のふるさと納税研究会の報告書「ふるさと納税研究会報告書」を中心に、「ふるさと納税」制度がどのようなことを目的に創設されたのか、この制度の意義とそれが目指したものについて考察する。次いで4節では、「ふるさと納税」制度がどのような問題をもっているのか、この制度のもつ問題点について検討する。5節では、「ふるさと納税」制度の下で、ある仮説例によって、寄付を行った場合の寄附者本人、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体、および国の各関係者別の収入額と負担額を示し、さらにこれらの関係者グループ別の、受益と負担の総額について示す。6節では、「ふるさと納税」制度をどのように改めるべきかについての私見を述べる。最後に7. の結びにおいて、全体のまとめを行う。

2. 「ふるさと納税」制度の概要と現状

この節では先ず、現行の「ふるさと納税」制度の概要について述べた後、制度が創設された2008（平成20）年以降の、全国における「ふるさと納税」制度を通じた寄付の件数と寄付額の推移を概観した上で、都道府県別でみた「ふるさと納税」制度の利用状況を概観する。

(1) 「ふるさと納税」制度の概要

「ふるさと納税」制度による税の控除は、住民が住所地以外の地方団体（都道府県、市町村および特別区）に寄付を行った場合、当該年度の所得から、先ず①寄付額から制度の適用下限額である2,000円を減じた金額が所得控除され、したがって（寄付額－2,000円）に所得税率を乗じた金額がその年の国税の所得税から控除される。また②（寄付額－2,000円）に10%の個人住民税率を乗じた金額が翌年の住民税から控除される（個人住民税基本分）²⁾³⁾。さらに①と②で控除できなかった額が、翌年の住民税から控除される（個人住民税特例分）。住民税の控除は、①の

「ふるさと納税」制度とその問題点

表1 「ふるさと納税」による税額控除

ふるさと納税 (寄付金)	控除額 所得税と住民税 を合わせた控除 額の合計 ^{※1} = 28,000円	所得税からの控除	所得控除による軽減 (30,000円 - 2,000円) × 20% ^{※2} = 5,600円
		住民税からの控除	(基本分) ^{※3} (30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円
	自己負担額 2,000円		(特例分) ^{※4} (30,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%) = 19,600円

※1 年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、2014（平成26）年度から2038（平成50）年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄付金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度である。

※4 基本分と特例分を合わせた住民税の控除額の上限は住民税の所得割の20%である。

出所：総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」を下に筆者が作成。

表2 「ふるさと納税」による税額控除（「ワンストップ特例制度」を利用した場合）

ふるさと納税 (寄付金)	住民税の控除額 ^{※1} = 28,000円	(基本分) (30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円
		(特例分) (30,000円 - 2,000円) × (100% - 10%) = 25,200円
	自己負担額 2,000円	

※1 対象となる寄付金額は、総所得金額の30%が限度である。また、基本分と特例分を合わせた住民税の控除額は、住民税の所得割の20%を限度とする。

出所：総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」を下に筆者が作成。

表3 「ふるさと納税」の受入額および受入件数の推移

単位：百万円，件

年度	2008		2009		2010		2011	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	8,140	53,671	7,698	56,332	10,218	79,926	12,163	100,861
年度	2012		2013		2014		2015	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	10,410	122,347	14,564	427,069	38,852	1,912,922	165,291	7,260,093

出所：総務省（2016）を下に筆者が作成

基本分、②の特例分ともに、その40%を寄付者が居住する都道府県の道府県民税から、60%を市区町村民税から行われる。

一例として、年収700万円の夫婦子なしの家計が居住地以外の地方団体に30,000円の寄付を行った場合の所得税と住民税の減税額を表1に示す⁴⁾。従来「ふるさと納税」制度による税の控除の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があったが、2015（平成27）年4月1日以降に行われる寄付については、所得税の確定申告を必要としない給与所得者等（年収2,000万円以下の給与所得者や年収400万円以下の年金受給者など）では、寄付を行う地方団体が5カ以内の場合にかぎり、各自治体に特例の適用に関する申請書を提出することを条件に、確定申告なしで税の控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された⁵⁾。ただし、「ワンストップ特例制度」を利用した場合、所得税からの控除は行われず、税の控除は、全額が個人住民税からの控除となる。すなわち、①（寄付額－2,000円）に10%の個人住民税率を乗じた金額が住民税から控除される（個人住民税基本分）。また①で控除できなかった額が、住民税から控除される（個人住民税特例分）。住民税の控除は、①の基本分、②の特例分ともに、その40%を寄付者が居住する都道府県の道府県民税から、60%を市区町村民税から行われる。一例として、家計が居住地以外の地方団体に30,000円の寄付を行った場合に、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用した場合の住民税の減税額を表2に示す。

（2）「ふるさと納税」制度を通じた寄付金額の推移と都道府県別の制度の利用状況

2008（平成20）年度から2015（平成27）年度までの「ふるさと納税制度」による地方団体への寄付の実績をみると、表3および図1に示されるような経緯をたどってきた。制度が始まった2008（平成20）年度には、「ふるさと納税」制度による寄付件数は53,700件、寄付額は81億円で、2009（平成21）年度には寄付金額は前年度を下回る77億円に落ち込むが、2010（平成22）年度には寄付件数は創設時の2008年度を26,000件ほど上回る8万件程度まで、また寄付金額でも創設時の2008年度を21億円程度上回る102億円まで増大した。2011（平成23）年度に東日本大震災が発生し、被災地の市町村を支援しようという機運が高まり、件数は前年度を2万1,000件程度上回る10万1,000件に、金額でも前年度を19億円ほど上回る122億円となった。2012（平成24）年度には前年を下回るが、制度の認知が高まったことや各地方団体が返礼品の充実に努めたこともあって、2013年度以降、件数、金額共に増加を続けた。2014（平成26）年度には寄付額の合計は2011年度の3倍以上の389億円となった。2015（平成27）年度には、寄付の限度額が2倍に引き上げられたことや確定申告なしで税の控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入されたこともあり、件数では前年の4倍近い726万件に、また寄付額は前年実績の4倍以上の1,653億円に急上昇している。

次に、「ふるさと納税」制度が発足した2008年以降の、この制度の利用の状況を、都道府県別の累計額でみてみよう。表4と図2は、2008年から2015年までの「ふるさと納税」制度を通じた寄付の受け入れ累計額を（市区町村分を含む）都道府県別に比較したものである。この期間の全国の寄付の合計額は2,670億円であるが、都道府県別では、北海道が255億円と最も多くの寄付

「ふるさと納税」制度とその問題点

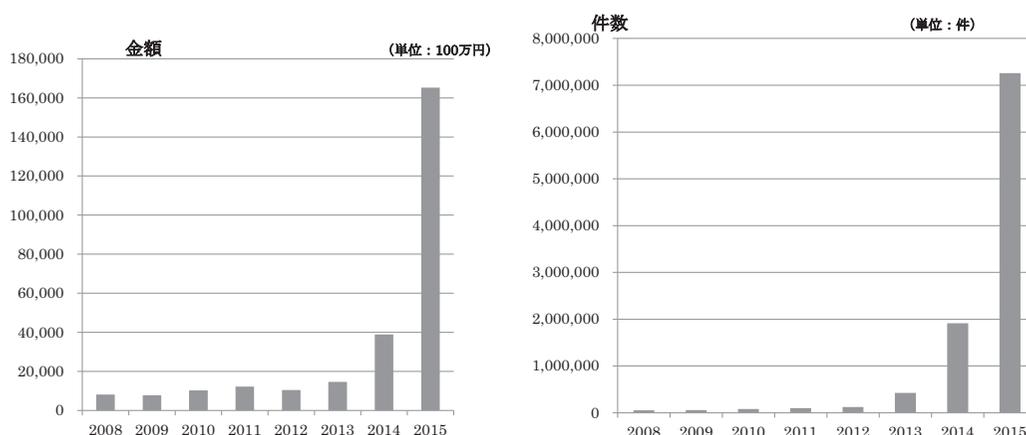


図1 「ふるさと納税」の受入額および受入件数の推移 (全国計)

出所：総務省（2016）を下に筆者が作成

を受け入れているが、第2位以降に山形県176億円、長野県145億円、宮崎県134億円と続き、最後尾に徳島県の9億2,100万円、富山県の7億3,800万円が位置している。2014（平成26）年度から2015（平成27）年度にかけて、寄付の限度額が2倍に引き上げられたことや確定申告なしで税の控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されたこと、さらに各地方団体が返戻品の充実に努めたことから、寄附金額の合計が前年度の4倍を超える1,650億円に増大する過程で、都道府県別の寄附金の受け入れ額の上位に位置する都道府県に若干の変化が生じている。

各都道府県別の「ふるさと納税」制度を通じた寄附金受け入れ累計額の順位は、2014年度までの順位と、寄附金額が大きく増加した2015年度までの順位とで、特に受け入れ額の上位に位置する都道府県では大きく変化した。表5は2008（平成20）年から2014（平成26）年までの「ふるさと納税」制度を通じた寄附の受け入れ累計額を受け入れ額の大きなものから順に、（市区町村分を含む）都道府県別に見たものである。この2014年度までの寄附金受け入れ額の累計額では、第1位の東京都が111億6,600万円の寄附を集め、第2位以下が北海道の104億7,800万円、岩手県の48億7,500万円、兵庫県の48億3,500万円、長野県の40億9,200万円と続き、最後尾が富山県4億4,200万円、香川県4億3,100万円が位置していた。このほか上位には、第6位に大阪府39億600万円、第9位に神奈川県31億5,900万円と、大都市圏の都府県が上位に位置していた。2014年度までの累計額で第1位に位置していた東京都は、2015年度までの累計額では5位に後退している。このほか2014年度までの累計額で第6位の大阪府と第9位の神奈川県がそれぞれ第11位、第20位に後退するなど、2008年度から2015年度までの寄附金受け入れ額の累計額では、大都市圏に属する都府県が大きく順位を下げている。これは、2016年度になって北海道、山形県、長野県、宮崎県内の市町村が返戻品の充実に努めるなどして、寄附の受け入れ額を急増させたのに対して、東京都を初めとする大都市圏に属する市町村が、2016年度に他の道府県内の市町村ほどには寄附を増加させることができなかったことを反映している。ただし、東京都については、

表4 都道府県別ふるさと納税受入額（2008～2015年累計額）

（単位：1000円）

都道府県名	2008-15年度 受入額累計	都道府県名	2008-15年度 受入額累計
北海道	25,513,993	滋賀県	2,446,007
青森県	1,503,616	京都府	2,060,067
岩手県	7,255,312	大阪府	7,547,680
宮城県	4,408,094	兵庫県	9,297,016
秋田県	2,179,480	奈良県	1,631,960
山形県	17,578,354	和歌山県	2,696,475
福島県	4,374,215	鳥取県	7,318,907
茨城県	5,506,595	島根県	5,358,049
栃木県	2,423,293	岡山県	5,489,111
群馬県	4,696,971	広島県	3,285,636
埼玉県	2,656,981	山口県	2,054,492
千葉県	5,100,768	徳島県	921,071
東京都	12,408,427	香川県	1,163,874
神奈川県	5,120,095	愛媛県	3,540,650
新潟県	3,698,775	高知県	5,864,284
富山県	738,190	福岡県	7,254,067
石川県	1,476,516	佐賀県	12,201,511
福井県	1,193,789	長崎県	10,654,259
山梨県	2,461,812	熊本県	2,043,922
長野県	14,547,902	大分県	2,585,456
岐阜県	3,769,319	宮崎県	13,380,892
静岡県	11,102,463	鹿児島県	9,305,485
愛知県	5,170,176	沖縄県	1,830,281
三重県	3,593,403	全国計	267,334,365

出所：総務省（2016）を下に筆者が作成

例えば2014（平成26）年度には、11億2,773万7,000円の寄付を集めたが、都の寄付の受け入れ額は12万7,000円に過ぎず、寄付のほとんどが市区町村宛となっている⁶⁾。

表6と図3は、2008年から2014年までの「ふるさと納税」による寄付を通じた、寄付者の居住する都道府県別で集計した地方住民税の控除額（道府県民税および市区町村住民税の合計）の累計⁷⁾をみたものである。この間の全国でみた住民税の控除額の累計は538億7,900万円であるが、都道府県別では東京都が最も大きく151億7,100万円の控除累計額となっている。第2位以降に、神奈川県52億5,600万円、大阪府46億3,200万円、愛知県34億1,500万円と大都市圏の都府県が上位に位置している。そして最後尾に高知県1億5,800万円、佐賀県1億4,300万円、鳥取県1億2,800万円が位置している。

以上により、寄付者の居住する都道府県別でみた住民税の控除額、したがって寄付額の累計額

「ふるさと納税」制度とその問題点

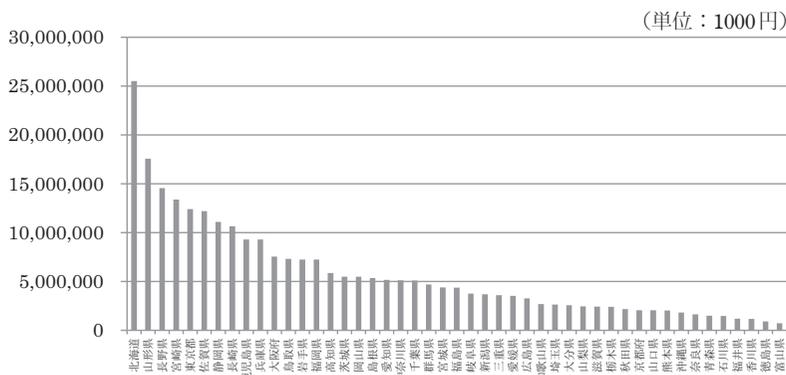


図2 都道府県別「ふるさと納税」受入額（2008-2015年度累計額）

出所：総務省（2016）を下に筆者が作成

表5 都道府県別ふるさと納税受入額（2008～2014年累計額）

（単位：1000円）

都道府県名	2008-14年度 受入額累計	都道府県名	2008-14年度 受入額累計
東京都	11,165,534	新潟県	1,394,882
北海道	10,477,924	三重県	1,320,964
岩手県	4,874,756	愛媛府	1,264,633
兵庫県	4,834,972	高知県	1,247,951
長野県	4,092,070	栃木県	1,218,535
大阪府	3,906,065	埼玉県	1,198,801
鳥取県	3,880,899	和歌山県	943,801
山形県	3,670,172	岡山県	939,888
神奈川県	3,159,369	山口県	915,586
宮崎県	3,052,751	熊本県	865,459
愛知県	3,007,683	山梨県	859,573
福島県	2,952,595	奈良県	846,574
佐賀県	2,539,122	沖縄県	844,008
宮城県	2,501,204	滋賀県	807,940
長崎県	2,409,161	京都府	775,038
島根県	2,149,477	秋田県	771,973
広島県	2,016,009	青森県	692,234
千葉県	1,933,969	徳島県	664,845
鹿児島県	1,854,534	福井県	640,549
岐阜県	1,815,235	大分県	556,660
福岡県	1,781,231	石川県	548,979
群馬県	1,761,616	富山県	441,541
静岡県	1,672,205	香川県	431,074
茨城県	1,418,407	全国計	102,043,344

出所：総務省（2016）を下に筆者が作成

表6 都道府県別ふるさと納税による住民税控除額（2008～2014年累計額）
（単位：1000円）

都道府県名	2008-14年度 受入額累計	都道府県名	2008-14年度 受入額累計
北海道	1,909,647	滋賀県	544,120
青森県	255,443	京都府	1,227,437
岩手県	264,058	大阪府	4,632,234
宮城県	610,788	兵庫県	2,661,004
秋田県	166,461	奈良県	706,974
山形県	222,841	和歌山県	261,533
福島県	272,947	鳥取県	127,570
茨城県	711,812	島根県	179,122
栃木県	501,412	岡山県	517,549
群馬県	594,450	広島県	974,150
埼玉県	2,763,768	山口県	290,510
千葉県	3,002,103	徳島県	162,666
東京都	15,170,751	香川県	221,708
神奈川県	5,255,525	愛媛県	260,149
新潟県	475,720	高知県	158,465
富山県	307,940	福岡県	1,530,376
石川県	432,081	佐賀県	143,377
福井県	237,184	長崎県	260,662
山梨県	213,548	熊本県	304,683
長野県	572,817	大分県	218,257
岐阜県	717,001	宮崎県	165,588
静岡県	1,080,045	鹿児島県	238,679
愛知県	3,414,603	沖縄県	273,827
三重県	557,380	全国計	53,879,302

出所：総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」内関連資料「ふるさと納税の実績額」を下に筆者が作成。

の上位には、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県などの大都市圏の都府県が位置する一方で、寄付の受け入れ額では、北海道、山形県、長野県、宮崎県など地方圏の道県が上位に位置していることがわかる。そして、2014年度までの受け入れ額の累計額では、東京都（第1位）、兵庫県（第4位）、大阪府（第6位）、神奈川県（第9位）など、上位には地方圏の道府県だけでなく、大都市圏の都府県が並んでいたが、2015年度に北海道、山形県、長野県、宮崎県などの地方圏の市町村が寄付金額を大きく伸ばしたことにより、大都市圏の都府県は寄付金受け入れ額で、大きくその比重を下げていることが注目される。

「ふるさと納税」制度とその問題点

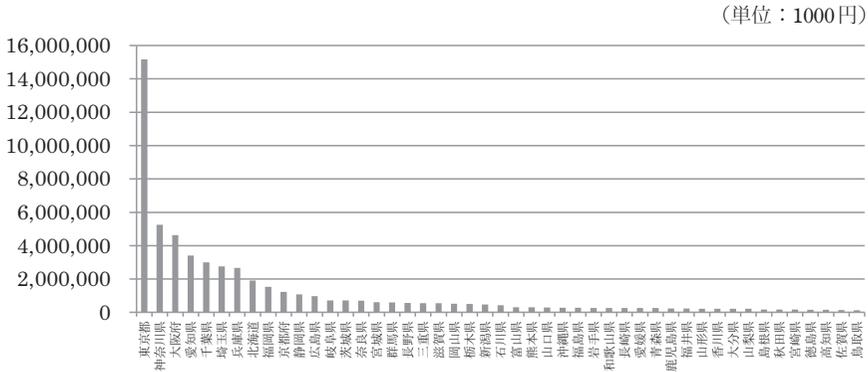


図3 「ふるさと納税」にかかる寄附金控除額 (2008-2014年度分累計額)

出所：総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」内関連資料「ふるさと納税の実績額」を下に筆者が作成。

3. 「ふるさと納税」制度創設の経緯とそれが意図したもの

「ふるさと納税」制度は、2006年10月20日付の日本経済新聞の経済教室で、「故郷寄附金制度」として提言されたことに端を発し⁸⁾、2007年5月に菅義偉総務大臣（当時）から、税収が比較的潤沢な都市部の地方自治体と税収減に苦しむ地方自治体の税収格差を図る「ふるさと納税制度」の創設が提起された⁹⁾。これとはほぼ同じ時期（2007年4月29日）に当時の中川秀直・自民党幹事長も、高知における講演で、「東京で活躍している人が、東京に税を納めるか郷土に税を納めるか選択できるようにしたい。税制改革のなかで大いに検討したい」と語ったとされる¹⁰⁾。こうした声を受けて、2007年6月に総務省内に「ふるさと納税研究会」が立ち上げられ、有識者の間で議論して、同年末の税制改正に向けて報告書をまとめることとされた¹¹⁾。同報告書は、2007年10月にとりまとめられて公表された¹²⁾。本節では、この「ふるさと納税研究会報告書」を中心に、「ふるさと納税」制度がどのようなことを目標として創設されたのか、その創設が目指したものについてみてみよう¹³⁾。

「ふるさと納税研究会報告書」において「ふるさと納税」制度の意義として、「納税者の選択」、「ふるさと」の大切さ、「自治意識の進化」の3点が強調されている。第1の「納税者の選択」であるが、一度決まれば国または地方団体が課税権に基づいて、強制的に徴税するというのが、近代社会における伝統的な税制である。これに対して、「ふるさと納税」は、たとえ納税額の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものである、としている。第2が、「ふるさと」の大切さである。自分を育ててくれた人々や「ふるさと」に感謝し、恩返しをしたいという気持ちを生かすための仕組みとして、「ふるさと納税」制度が提案されている。第3が「自治意識の進化」である。「ふるさと納税」制度が実現することによって、「納税」を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力を大いにアピールする必要が出てくる。これにより、効果的な自治体間競争が刺激されるであろう、

としている¹⁴⁾。

「ふるさと納税研究会報告書」では、上の第2の論点である「ふるさと」の大切さに関連して、①「2地域居住」への志向の高まりと、②子どもの出生時から成人するまでの公的負担の大きさを取り上げている。①については、年間で一定の中長期、あるいは定期的・反復的に農山村漁村等に居住する「2地域居住」を現に行っていたり、行いたいと考えている人が相当数存在する事実があることが指摘される。特に東京圏に居住するものの3割以上が他の圏域が出生地であり、全人口の6割が2以上の都道府県に居住した経験があるという事実が指摘されている¹⁵⁾。②については、同報告書では子どもが出生してから18歳時までの間に教育・福祉・医療等の費用として、1人当たり平均して約1,600万円の公的負担が行われているという事実を挙げている¹⁶⁾。

これらの点に鑑み、納税者の意思により、個人住民税を一定金額の範囲内で選択した地方団体に納税するという、地方団体間での税の分割制度が検討された。ふるさと納税研究会報告書において、「税を分割する可能性」として、受益と負担、課税権、租税の強制制、および住民間の公平性の観点から検討が行われたが、「ふるさと納税」については、「税」を分割する方式は、とり得ないと考えられる」と結論づけて、地方団体に対して行われた寄附金に対して税額控除する方式に落ち着いた¹⁷⁾¹⁸⁾。

すなわち、(1) 受益と負担については、受益関係がなければ、課税権を法的に根拠づけることはできない。(2) 課税権については、条例の及ぶ範囲と関係からも、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。(3) 租税の強制制については、租税の強制制の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは、「税」とは相容れない。さらに(4) 住民の公平性については、政策の合理性および措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲に留まるならば、寄附金を通じた地方団体間の資金の移転は許容されるとしている¹⁹⁾。

「ふるさと納税」制度による寄附額の税額控除の対象となる「ふるさと」となる地方団体については、何らかの条件を付けず、納税者が「ふるさと」であると考える地方団体をすべて対象とすることとしている。これは、いくつかの民間機関による一般の人々のふるさと意識やふるさとの定義に関する調査では、「自分が育った場所」や「生まれた場所」と並んで、「自分がふるさとだと思える場所」を挙げるケース多かったことによるものである²⁰⁾。

4. ふるさと納税制度の問題点

「ふるさと納税」制度に関しては、それが多くの問題点をもっていることが指摘されてきた。「ふるさと」納税制度の主な問題点として、以下を挙げることができる。1) この制度が、地方税の満たすべき性質としての、応益原則や負担分任原則に抵触すること、2) この制度が地方交付税特別会計の財源不足を増大させること、3) 寄付を求めての返礼品競争を激化させること、4) 負担を伴わない「寄付」は寄附の理念に反すること、5) 地方団体への寄付と、地方団体以外の団体への寄付との間で不平等性が著しいこと。この節では、これらの問題点について、順次検討していくことにする。

(1) 望ましい地方税のための原則に抵触

「ふるさと納税」制度の第1の問題点は、それが望ましい地方税のための原則としての応益原則や負担分任原則に反することである。応益原則とは、政府（地方団体）の提供する公共サービスの受益に応じて租税を負担することが公平であるとする租税原則である。この場合、地方税の応益原則は、住民一人ひとりが地方政府から受けるサービスと課税額を個別具体的に対応することを要するものではなく、住民の税負担が包括的に、その享受する地方公共サービスと対応していることのみを要求するものである²¹⁾。また、負担分任原則とは、地域社会のすべての住民が、地方税の負担を分かち合うべきという原則である²²⁾。この原則は、地方税を地域社会の会費として、地方政府の提供するサービスの費用負担を、等しく分担し合うべきものとする原則である。「ふるさと納税」制度では、寄付者が居住地以外の地方団体に寄付をして、居住地の地方団体から個人住民税の控除を受けることによって、寄付者の実質的な地方税負担が、地方団体から享受する地方公共サービスの便益と対応しなくなる。このため寄付を行った者和其他の納税者の地方税負担額が乖離するために、応益性の原則と負担分任原則が満たされなくなる。

ティブー（Tiebout, C. M.）によれば、住民はそれぞれの地方政府（地方団体）が提供する地方公共サービスと一人当たり地方税とのパッケージを比較して、自分の最も選好するパッケージを提供する地方政府に移動することを通じて、地方公共財に対する選好を表明する。そしてこうした住民の移動の結果、各地方団体の行政区域には同質的な住民が集まることによって、パレート効率的な資源配分が実現する。これがいわゆる「足による投票」である²³⁾。「ふるさと納税」制度によって、住民が居住地の地方団体に支払う地方税水準と居住地の地方団体が提供する地方公共サービスとが対応しなくなることによって、足による投票のメカニズムが機能しなくなり、資源配分の効率性が損なわれる。

(2) 地方交付税特別会計の財源不足を増大させる

「ふるさと納税」制度において、ふるさとに当たる地方団体が受領した寄付金と、住所地において控除される住民税の地方交付税上の取り扱いについては、以下のように定められている。

(1) 寄付受領団体においては、基準財政収入額に、寄付金収入が算入されることはない。したがって、寄付金を受けることによって地方交付税が減少することはなく、寄付金額全額が地方団体の収入増となる。(2) 住所地の地方団体では、基準財政収入額が、住民税の減少分の75%だけ減少する。このことから、交付団体については、住民税の減少分のうち75%分は、交付税が増加することにより補われるが、残りの25%分は当該地方団体の収入減となる²⁴⁾。

こうして「ふるさと納税」制度においては、住所地の地方団体の財政収入が寄付金額の25%分だけ減額されるという問題が存在する。それに加えて「ふるさと納税」制度には、地方団体の財政収入に関して以下のような問題が存在する。上の(1)に示すように、寄付金の受領団体では寄付金収入が基準財政収入額に算入されることはなく、地方交付税収が減額されない。一方、他の地方団体への寄付を行った者の住所地の地方団体においては、住民税の減少分の75%分の地方交付税が増加することから、寄付金の受領団体と寄付者の住所地の地方団体の双方を含む地

方団体全体では、住所地の地方団体の税収の減少額の75%分だけの基準財政収入額が減少することによって、地方交付税の交付必要額が増大する。それにより、地方交付税の法定率が引き上げられないかぎり、地方交付税財源の不足が一層深刻化する結果を招く。

近年、多くの地方自治体では、自治体の首長が職員や住民に対して、居住する自治体に対して「ふるさと納税」による寄付を行うよう働きかけているとされる。居住地の自治体に対して「ふるさと納税」制度を通じた寄付が行われることによって、自治体の住民税収入が減額となるが、減額分の75%は地方交付税によって補填される。一方、受領した寄付による収入増によって、地方交付税が減額されることはないから、その自治体にとって、事務経費と返礼品の費用を差し引いても、 $\text{寄付額} \times 75\% - \text{返礼品に要した費用} - \text{事務経費}$ だけの収入増となる。

わが国では、1990年代初頭のバブル崩壊以降の経済の低迷による国税税収が低下したことから地方交付税の財源不足状態が続いてきた。このため1994（平成6）年度から、それまで1984（昭和59）年以来停止してきた地方交付税特別会計からの借り入れが復活した。2001（平成13）年度からは地方交付税特別会計の借り入れに代わって、経常的経費についての地方団体の財源不足に対応するために、地方財政法5条の特例として、臨時財政対策債の発行でしのいでいる²⁵⁾²⁶⁾。「ふるさと納税」制度は、こうした地方交付税特別会計の財源不足の問題をより深刻化させるという問題点を有している。

（3）寄付を求めての返礼品競争の激化

「ふるさと納税」制度の第3の問題点は、この制度が各地方団体に対して、他地域の住民からより多くの寄付を得るために、時に過剰な返礼品競争を展開させてきたことである。「ふるさと納税」制度では、地方団体に寄付を行うことによって、わずか2,000円の自己負担で、寄附金額の大半が税額控除で戻ってくる。また「ふるさと」として寄付を行う地方団体には何の条件も置かれていないため、寄付の見返りとしてより魅力的な返礼品を提供できる地方団体が、より多くの寄付を集める結果となる。このため地方団体間で、寄付を求めての加熱化した返礼品競争がしばしば展開されてきた。実際に一部の地方団体では、高額な商品や不動産、有償償還などを寄附者への返礼として贈呈するケースも見られた²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾。

こうした事態を背景に、2014（平成26）年12月30日に決定された与党税制改正大綱では、地方団体がふるさと納税の募集等を行う場合には、地方団体がこの制度の趣旨に合った適切な事務を行うよう、地方団体に要請すべきことが明記された。これを受けて総務省は、各地方団体に対して、寄付の募集に際して、①返礼品の価格を表示したり、寄付額の何%相当の返礼品の提供を表示するなど、返礼品の送付が対価の提供であるとの誤解を招きかねない表示で寄付の募集をすること、②換金性の高いプリペイドカードや高額あるいは寄付額に対して返礼割合の高い返礼品を提供することを自粛するよう要請している³⁰⁾。また地方税法の年度改正法が成立し、特例控除額の限度額の引き上げが施行された2015（平成27）年4月1日に、同様の趣旨で総務大臣通知を行っている³¹⁾。しかし、寄付を求めての地方団体の返礼品競争は過熱化する一方で、2016（平成28）年4月1日に、返礼品の提供が過度のものにならないよう、再度、前年に行われたものとは

ば装用の趣旨で総務大臣通知を行っている³²⁾。

総務省が地方団体に対してこうした要請や通知を行わざるを得なかったことは、寄付を得るために、地方団体間でいかに激しい返礼品輸送が展開されてきたかを物語っている。これまでの経過から判断して、こうした通達によって、自治体間の激しい返礼品競争に十分な歯止めがかかることは期待できない。返礼品を通じてより多くの寄付を得ようとする地方団体間の競争は、今後も活発に行われるであろう。そもそも本来無償の行為であるべき寄付によって、寄付金額の全額に近い金額の税額控除と地方団体からの返礼品により、寄付額を大きく上回る利益を得ることのできる「ふるさと納税」の制度は、大きな欠陥を持った制度であるといわなければならない。

(4) 負担を伴わない「寄付」は寄付の理念に反すること

「ふるさと納税」制度の下では、寄付を行った個人は、実質2,000円の負担で、寄付を行った先の地方団体から返礼品の贈答を受けることによって、返礼品の価値額が自己負担額である2,000円を上回る場合には、実質的な受益を得ることができる。この場合寄付者は、自ら負担することなく、寄付をすることによって受益を得る。このような負担を伴わない「寄付」は、寄付の名に値するものではない。現行の「ふるさと納税」制度は、わが国に寄付文化を根付かせるために資するというよりは、むしろそれを妨げるものでしかないといえよう。

(5) 地方団体への寄付とその他の団体への寄付との間での不平等性

「ふるさと納税」制度の第5の問題点として、この制度を利用した地方団体への寄付が、公益法人やNPO法人、学校法人などの一般の団体に対する寄付に比較して、所得税・住民税の控除において遙かに有利な取り扱いを受けており、両者の間で大きな不平等性が存在するが挙げられる³³⁾。地方団体への寄付（ふるさと納税）の場合には、所得税の控除と住民税の基本控除、特例控除を組み合わせることによって、住民税については所得割額の20%を限度として、寄付額から2,000円を減じた金額の税額控除を受けることができる³⁴⁾。これに対して地方団体以外の団体に対する寄付の場合には、住所地の都道府県共同募金会に対する寄付、住所地の日本赤十字支社に対する寄付、ならびに都道府県・市区町村が条例で指定する寄付については、所得税と住民税の双方からの税の控除を受けることができるが、それ以外の寄付では、所得税からの控除しか受けることができない。さらにこれらの団体に対する寄付の住民税からの控除も、特例控除は適用されず、控除額は（寄付額－2,000円）×10%に留まる。所得税、住民税からの寄付金控除については、表7に示すとおりである。所得税の控除も、認定NPO法人や公益社団法人等に対する寄付については、（寄附額－2,000円）に40%を乗じた金額の税額控除を受けることができるが³⁵⁾、（寄付額－2,000円）の全額が控除される「ふるさと納税」に比較してはるかに不利な扱いを受けている。

このため地方団体に対する寄付金に比較して税の控除の面で不利な扱いを受ける公益法人やNPO法人、学校法人等は、「ふるさと納税」制度を通じた地方団体への寄付が拡大することによって、寄付を集めることが困難になる。住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金が1990（平成2）年度から、住所地の日本赤十字支部に対する寄付金が1992（平成4）年度から、それぞれ個人住

表7 個人住民税における寄付金税額控除の対象寄付金

寄付金の区分		所得税		個人住民税
		所得控除	税額控除	
1	国に対する寄付金	○	—	×
2	地方団体に対する寄付金	○	—	○ (ふるさと納税)
3	指定寄付金（公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄付金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられたもの）	○	—	○ ^(※2)
4	① 独立行政法人	○	—	↑ (※3)
	② 試験研究、病院事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立法人	○	—	
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私学振興・共済事業団、日本赤十字社	○	—	
	④ 公益社団法人・公益財団法人	○	○	
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置もしくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主な目的とする法人	○	○	
	⑥ 社会福祉法人	○	○	
	⑦ 更生保護法人	○	○	
5	一定の条件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	—	↓
6	特定地域雇用等促進法人に対する寄付金（平成15年11月までの経過措置）	○	—	
7	① 都道府県知事・指定都市市長が指定したNPO法人（※平成23年度改正前は国税庁長官が認定）	○	○	
	② ①以外のNPO法人	×	—	
8	政党等に対する政治活動に関する寄付金	○	○ ^(※1)	×

(※1) 政党及び政治資金団体に対する寄付金

(※2) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄付金

(※3) 都道府県・市区町村が条例で指定すれば ○

出所：総務省自治税務局ウェブサイト「ふるさと納税以外の寄附金税制」

民税の寄付金税額控除の対象に加えられた。また独立行政法人や公益社団法人、公益財団法人、私立学校法人等の特定公益推進法人、NPO法人に対する寄付金のうちで都道府県・市区町村が条例で指定する寄付金については、2009（平成21）年度から個人住民税の寄付金税額控除の対象に加えられた³⁶⁾。こうした寄付金税額控除の対象の拡大は、欧米諸外国に比して伸び悩んできた個人からの寄付金の提供を拡大することを意図したものであるといえる。しかし、「ふるさと納税」制度の創設とその拡大は、こうした国民の善意による寄付の拡大に水を差すものといえる。

5. 「ふるさと納税」制度による受益と負担

(1) 仮設例に基づく寄付1件当たりの各当事者間の受益と負担

「ふるさと納税」制度では、寄附者は実質2,000円の自己負担でその額を上回る返礼品の贈与を受けることによって、寄付を行うことによって受益を得る。寄付を受ける地方団体は、事務コストと返礼品の費用を負担することで、通常それを上回る金額の寄付を手に入れる。一方、寄付者の居住する地方団体は、寄付に伴って個人住民税収を失うことになるが、地方交付税の基準財政収入額が税収減の75%減少することによって、税収の減少額の25%分の収入源となる。さらに国は、寄付に伴って所得税収の減少と、寄付者の居住する地方団体の基準財政収入額の減少に伴って収入減となる。ここで「ふるさと納税」制度による寄付によって、各当事者の受益と負担がどのような大きさとなるかについて考察しよう。

返礼品の価値は、寄付額（地方団体における事務コストを控除）を下回り、かつ適用下限額で

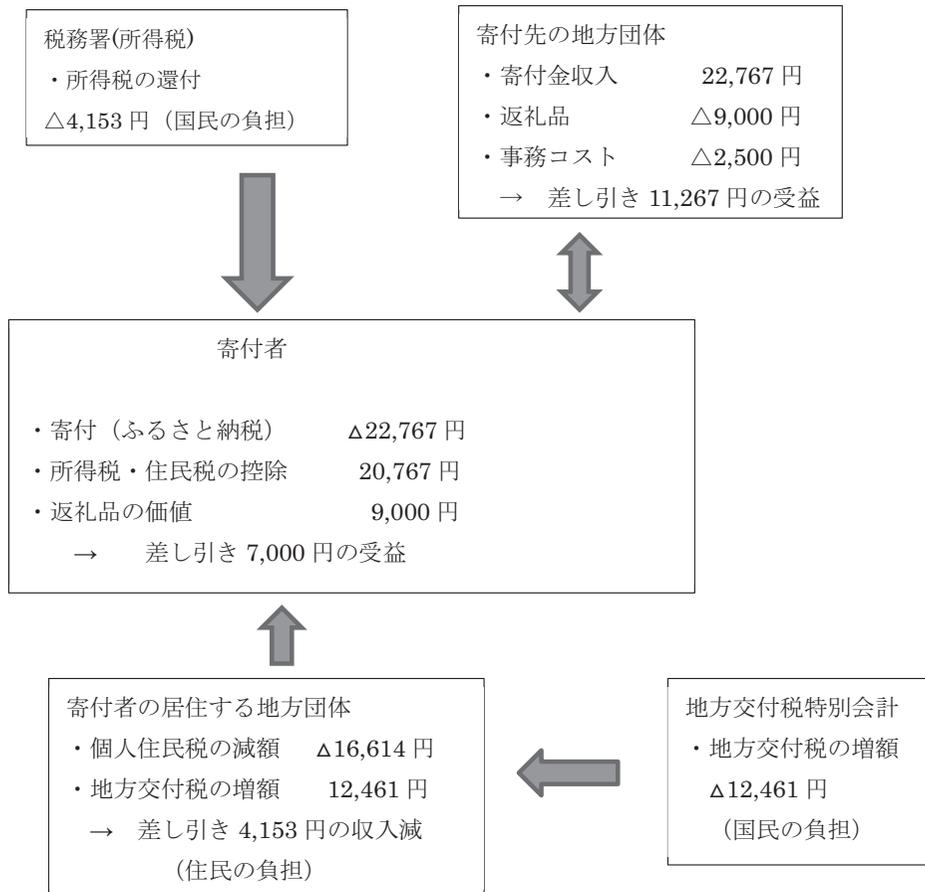


図4 「ふるさと納税」による関係主体にとっての受益と負担

出所：三角政勝（2015）の作図を下に、ここでの仮定に基づいて、筆者が修正。

ある2,000円を上回る範囲内にある限り、寄付者と寄付先の地方団体双方が経済的利益を得る。すなわち、寄付者と寄付先の地方団体双方が経済的利益を得るための条件は、

$$\text{寄付額} - \text{事務コスト} > \text{返礼品の価値} > \text{適用下限額 (2,000円)}$$

である³⁷⁾。

三角政勝(2015)は、仮説例の下に、「寄付金納税」による寄付による(1)寄附者本人、(2)寄付者の居住する地方団体、(3)寄付先の地方団体、および(4)国の各当事者にとっての受益と負担を算出している。ここで三角(2015)に倣って、年収700万円の夫婦2人子なしの家族構成の寄付者が、他の地方団体に寄付を行った場合の、各主体にとっての受益と負担を求めよう。表3によれば、2015(平成27)年度における「ふるさと納税」による寄付は、726万93件、1,652億9,100万円であった。2015年の実績から、ふるさと納税の1件当たりの寄附額に等しい22,767円の寄付が行われた場合について、寄付者本人、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体および国の各主体の受益と負担を求めてみよう。ここでは、寄付先の地方団体から9,000円の返礼品を受け取るものとし、また寄付1件当たり2,500円の手務コストが、寄付先の地方団体にかかるものと仮定する³⁸⁾。

(1) 寄付者本人にとっての受益または負担

寄付者にとって、所得税と個人住民税の控除により実質的な負担は適用下限額の2,000円であるが、これに寄付先の地方団体から9,000円相当の返礼を受けることによって、 $9,000円 - 2,000円 = 7,000円$ の受益となる。

(2) 寄付者の居住する地方団体にとっての受益または負担

寄付者の居住する地方団体にとっては、寄付額22,767円から適用下限額2,000円と所得税の控除額4,153円を減じた16,614円の減収となるが、この75%の12,461円は地方交付税によって補填されるため、実質的な負担額は4,153円となる。

(3) 寄付先の地方団体にとっての受益または負担

寄付先の地方団体は、寄付額22,767円に対して、9,000円相当の返礼品の費用と、事務コスト2,500円を負担するから、 $22,767円 - 9,000円 - 2,500円 = 11,267円$ の受益を得る。

(4) 国にとっての受益または負担

国は寄附に伴って、 $22,767円 - 2,000円 = 20,767円$ に限界税率20%を乗じた4,153円の所得税収入の減少と、寄付者の居住する地方団体の税収減による地方交付税の増加分12,461円を併せた16,614円の負担を負うこととなる。寄付者本人、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体、および国の4つの当事者にとっての受益の合計から負担の合計を差し引いた純受益は、 $7,000円 - 4,153円 + 11,267円 - 16,614円 = -2,500円$ で、寄付先の地方団体の負担する事務コストに等しい純負担が発生する。

22,767円の寄附1件当たりの寄付者本人、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体、国の各主体別の受益と負担を示したのが図4である。結局、寄付者と寄付先の地方団体の得る受益は、寄付者の居住する地方団体の寄付者以外の住民と、国の負担すなわち一般納税者の負担によって賄われることになる。

(2) 受益または負担の総額

つぎに、「ふるさと納税」制度のもたらす各当事者にとっての受益または負担の総額がいくらになるのかについて、一定の仮定の下で算出してみよう。ここでは2015(平成27)年度における「ふるさと納税」による726万93件、1,652億9,100万円の寄付が、すべて「ワンストップ特例制度」を利用して行われた場合について、寄付者、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体、国の4つの当事者グループ間の受益または負担の総額を算出することにする。前項で仮定したとおり、寄付1件当たり寄付先の地方団体から9,000円の返礼品が寄付者に対して送付され、また2,500円の事務コストに係る場合を考える。

(1) 寄付者グループにとっての受益額

寄付者1人当たり22,767円の寄付が行われ、個人住民税の控除により実質的な負担は適用下限額の2,000円であるが、これに寄付先の地方団体から9,000円相当の返礼を受けることによって、 $9,000円 - 2,000円 = 7,000円$ の受益となる。これに寄付件数726万93件を乗ずることにより、寄付者全体では、 $7,000円 \times 726万93 = 508億2,065万1,000円$ の受益を得る。

(2) 寄付者の居住する地方団体にとっての負担額

寄付者が「ワンストップ特例制度」を利用して寄付を行った場合には、所得税からの税の控除は行われず、控除はすべて寄付者が居住する地方団体の個人住民税から行われる。寄付者の居住する地方団体にとっては、寄付額22,767円から適用下限額2,000円を減じた20,767円の減収となるが、この75%の15,575円は地方交付税によって補填されるため、寄付1件当たりの実質的な負担額は5,192円となる。これに寄付件数726万93件を乗ずることにより、寄付者の居住する地方団体全体では、 $5,192円 \times 726万93 = 376億9,440万2,856円$ の負担を行うことになる。

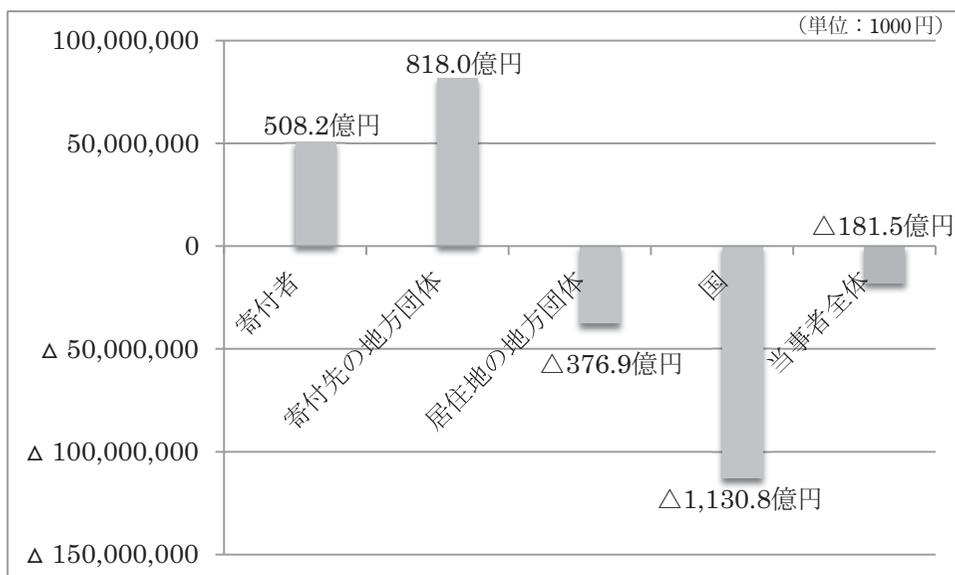


図5 「ふるさと納税」制度の下での各主体の受益と負担

出所：筆者が作成。

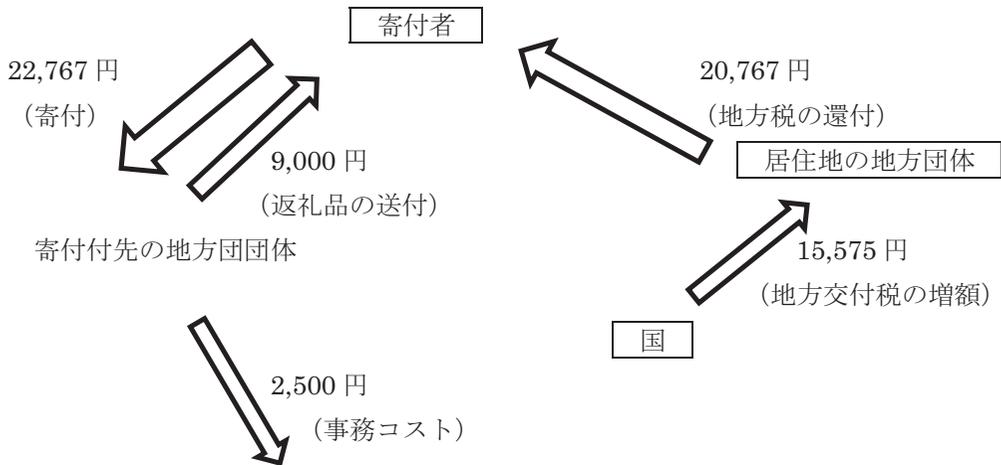


図6 「ふるさと納税」制度の寄付に伴う主体間の受益と負担

出所：筆者が作成。

(3) 寄付先の地方団体にとっての受益額

寄付先の地方団体は、寄付額22,767円に対して、9,000円相当の返礼品の費用と、事務コスト2,500円を負担するから、寄付1件当たり $22,767円 - 9,000円 - 2,500円 = 11,267円$ の受益を得る。これに寄付件数726万93件を乗ずることにより、寄付先の地方団体全体では、 $11,267円 \times 726万93 = 817億9,946万7,831円$ の受益を得ることになる。

(4) 国にとっての負担額

国は寄付1件当たり、寄付者の居住する地方団体の税収減による地方交付税の増加分15,575円の負担を負うこととなる。これに寄付件数726万93件を乗ずることにより、国は $15,575円 \times 726万93 = 1,130億7,594万8,475円$ の負担を負うことになる。

(5) 各主体グループの受益マイナス負担額の合計額

各主体別の受益額と負担額は、図5に示すとおりである。寄付者本人、寄付者の居住する地方団体と、寄付先の地方団体および国の4つの当事者にとっての受益の合計から負担の合計を差し引いた金額は、 $508億2,065万1,000円 - 376億9,440万2,856円 + 817億9,946万7,831円 - 1,130億7,594万8,475円 = -181億5,023万2,500円$ で、この負担額は、寄付先の地方団体にとっての事務コスト2,500円に寄付件数726万93件を乗じた金額に等しい。

これは次のように説明することができる。図6は、ここで仮定した22,767円の寄付1件当たりの寄付者、寄付者の居住する地方団体、寄付先の地方団体、および国の4つの当事者が得る受益と負担の流れを示したものである。この図に示されるように、寄付先の地方団体にとっての事務コストの負担2,500円以外のいずれの受益（負担）も、他の当事者にとっての負担（受益）となる主体間の所得の移転であり、経済全体においては相殺される。したがって、受益と負担を合計した純受益は、事務コストの合計額に等しいマイナスとなるのである。

6. 寄付金税制のあるべき姿

4節で考察したように、現行の「ふるさと納税」制度には、改善すべき多くの問題が存在する。そしてこの制度は、寄付者の居住する地方団体の寄付者以外の住民と、国庫したがって一般納税者の負担によって、寄付者個人と寄付を受ける地方団体に利益をもたらす仕組みとなっている。このような問題を抱える「ふるさと納税」制度であるが、この制度によって、一般の人々の寄付に対する関心を高め、また地方団体に地域の魅力を高めるための努力を促し、住民以外の人々への情報発信を促進させる効果が生まれたことは確かである³⁹⁾。したがって、現行の「ふるさと納税」制度のもつ望ましくないところを改善してより健全な形に改めた上で、この制度を存続させることが望ましい。主な改善点としては、次のような点が考えられる。①税の控除と返礼品の提供によって、寄付者に収益をもたらす仕組みを改め、一定額以上の価値の返礼品の提供を規制する。②社会福祉法人や公益社団法人、学校法人など、地方団体以外の団体に対する寄付に対して、地方団体に対する寄付が税の控除の面で極端に優遇されている現行制度を改め、両者に対する税の控除の面で平等な扱いに改める。③寄付による所得税の控除に比較して過大な居住地の住民税からの控除を縮小する。特に寄付者の負担額を実質的に2,000円にとどめている特例分の税額控除は、その規模を大幅に削減すべきである。

7. 結び

本稿では、「ふるさと納税」制度の概要と制度創設以来の現在までの寄付額と寄付件数の推移を概観した上で、総務省のふるさと納税研究会の報告書を中心に、この制度の意義とそれが目指したものについて考察した。その上で、「ふるさと納税」制度のもつ問題点を明らかにして、この制度をより健全なものにするための改善点について、若干の考察を行った。現行の「ふるさと納税」制度は、住民が地方団体から受ける受益と負担の対応関係を損ない、また公益団体やNPO団体など、地方団体以外の団体に対する寄付と、地方団体への寄付の間で、著しい不公平をもたらしているなど、大きな欠陥を有している。それらの欠陥を是正して、この制度をより望ましい形に改めることによって、地方団体が互いに地域の魅力を高めあい、それを全国的にPRし合うこと、また諸外国に比較して低調な寄付文化をわが国に根付かせるために、この制度が有効な一手段として貢献することが期待されている。

注

- 1) 2008（平成20）年度の制度の発足時には、控除の限度額は個人住民税所得割の10%だったが、2015（平成27）年1月1日以降の寄付については、限度額が20%に引き上げられた。
- 2) 2008（平成20）年度の制度の発足時には控除が適用される最低寄付金額は5,000円であったが、所得税については2010（平成22）年の寄付から、個人住民税については2011（平成23）年の寄付からそれぞれ2,000

円に引き下げられた。

- 3) ただし対象となる寄付金額は、所得税については総所得金額等の40%が限度であり、また個人住民税(基本分)は、総所得金額等の30%が限度となる。
- 4) 2015(平成27)年度現在の「ふるさと納税」制度の概要については、総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」および山本倫彦(2015)を参照のこと。
- 5) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用して確定申告なしで地方団体への寄付に伴う所得税・住民税の控除を受けることのできるの、地方団体への寄付金を支出する年の所得税について確定申告書を提出する義務がないと見込まれるもの、または、給与収入が2,000万円以下で確定申告書の提出を要しないと見込まれるもので、地方団体に対する寄付金についての寄付金税額控除を受ける目的以外に、寄付翌年度の個人住民所得割について確定申告書(個人住民税の申告書)の提出を要しないと見込まれるものに限られる。またこれらの条件を満たす場合でも、5カ所を超える地方団体に対して寄付を行った場合には、税の控除を受けるためには、確定申告をしなければならなくなる。山本倫彦(2015)。
- 6) 総務省(2016)。
- 7) 2008～2014年度に行われた寄付による2009～2015年度の個人住民税における寄付金税額控除額の累計額を表している。
- 8) 福井県知事 西川誠一氏によるもので、総務省 ふるさと納税研究会のメンバーでもある同氏は、「ふるさと納税」の発案者とされている。永橋利志(2008)を参照のこと。
- 9) 知原信良(2007)を参照のこと。
- 10) 高橋洋一(2008)を参照のこと。
- 11) ふるさと納税研究報告書会のメンバーは、以下のとおりである(役職はいずれも、報告書の発表時のものである)。島田晴雄(千葉商科大学学長)(座長)、跡田直澄(慶應義塾大学商学部教授)、小田切徳美(明治大学農学部教授)、桑野和泉((株)玉の湯代表取締役社長、佐藤英明(神戸大学大学院法学研究科教授)、千葉光行(市川市長)、西川一誠(福井県知事)、長谷川幸洋(東京新聞・中日新聞論説委員)、畠山武道(上智大学大学院地球環境学研究科教授)、水野忠恒(一橋大学大学院法学研究科教授)。ふるさと納税研究会(2007A)参照。
- 12) ふるさと納税研究会において、最終答申に至る議論の流れについては、藤原真史(2008)において簡潔に纏められている。藤原(2008)は、「ふるさと納税研究会報告書」において強調された「ふるさと納税」の意義として指摘された「「ふるさと」の大切さ」に関して、同報告書がふるさとの範囲を限定しなかったために、人材教育、食糧供給、自然環境の維持といった点で多くの役割を果たしているふるさと(田舎)の恩に感謝する契機となることもあれば、自分の応援する地域に貢献したいという思いを実現する対象となることもあるという、極めて中途半端な位置づけになっているとしている。また、「ふるさと納税研究会報告書」がふるさと納税の意義として指摘する「自治意識の進化」についても、用途を限定せずに寄付を募集している自治体も少なくないことから、自治体間の有意味な競争を誘発しているとはいえず、また寄付者に対する特産品の贈呈等の動きが見られることを挙げ、制度創設者の意図が尊重されているとはいえないと述べている。
- 13) 知原信良(2007)は、「ふるさと納税」制度に先行して、納税者の意思を反映して税収を割り当てることによって、住民の意識向上に貢献しているわが国における事例として、千葉県市川市の「1%支援制度」を挙げている。市川市では、各市民の選択により、個人住民税の1%を用いて、市民活動団体を支援する制度が実施されている。2004年12月に制定したいわゆる「1%条例」(正式名称は「市川市納税者が選択する市民活動への支援に関する条例」)に基づいて、2005年度から実施されてきた。この制度は、地域作りの主体であるボランティア団体やNPO団体などの活動に対して、個人市民税(住民税)納税者等が支

「ふるさと納税」制度とその問題点

援したい団体を選び、個人市民税額の1%相当額等（団体の事業費の2分の1が上限）を支援する仕組みである。支援団体の指定は当初1つに限っていたが、2007年から3つまで指定できるよう変更がなされた。この制度は「ふるさと納税」制度に先行して、地方団体レベルで、納税者の意思を反映して税収を割り当てる制度で、現在も引き続き実施されている。知原信良（2007）および市原市ウェブサイト「市民活動団体支援制度（1%支援制度）」を参照のこと。

- 14) これら3つの論点に関しては、ふるさと納税研究会（2007A）を参照。
- 15) ふるさと納税研究会（2007A）では、国立社会保障・人口問題研究所「第5回人口移動調査（2001年）」の結果から、1つの都道府県にしか居住したことの無い人は、全体の37.5%にすぎず、56.6%の人は、2カ所以上の都道府県に住んだことがあることを挙げている。
- 16) ふるさと納税研究会（2007A）では、内閣府「社会全体の子育て費用に関する調査結果」から、子どもの出生時から高校卒業時にほぼ匹敵する18歳になるまでの1人当たり子育て費用における公費負担額を、1,599万9,000円と試算している。
- 17) ふるさと納税研究会（2007A）を参照。
- 18) 佐藤英明（2009）は、「ふるさと納税研究会」においては、制度の基本的性格として、「ライフサイクル・バランス論」を基礎とする考え方と「地方応援論」を基礎とする考え方の2つの考え方が存在した、としている。前者は、「ふるさと」に対する「納税」を制度の基本とする考え方であり、後者は、頑張る「地方」に対して「応援の志」である寄付を募ることを基本とする考え方である。そして現行の「ふるさと納税」制度は、このうち、どちらの考え方を採用すべきかということについて、必ずしも判断を示していないが、現行の制度は明示的に寄付金（税額）控除という形式を採用していることと、制度の適用対象となる寄付に支出先地方団体の制限がないことを考え合わせると、現行制度は、地方応援論の影響を強く受けた寄付金控除の制度であると結論づけられる、としている。
- 19) ふるさと納税研究会（2007B）参照。また長野県奏阜村の「ふるさと思いやり基金制度」では、村内外の寄付者が村に対して行った寄附について、寄付金の使途を村長が予め定める事業のいずれに充てるかを選択することができる。藤原真史（2008）参照。
- 20) ふるさと納税研究会（2007A）によれば、ふるさと意識やふるさととして何を考えるかについて、国民一般の認識に関する公的機関による調査は見当たらないが、この問題に関する民間機関による調査結果によれば、以下のものがある。Yahoo！による調査（2007年5月12日～15日）では、「「ふるさと」の定義で一番しっくりくるのはどれ」という質問に対して、「育った場所」と回答したものの比率が73%であったのに対して、「生まれた場所」との回答が10%、「父母の住む場所」との回答が6%であった。住宅・不動産ポータルサイトHOME'Sによる調査（2007年5月18日～20日）では、「『ふるさと』の定義とは何か」という質問に対して、「子ども時代（中学生まで）に自分が実際に住んでいた土地」と回答したものの比率が52%であったのに対して、「自分の家族が現在住んでいる土地」との回答が28%であった。これらは、「ふるさと」の定義についての従来の考え方に近いものといえよう。これに対してNPO法人 政策過程研究機構による調査（2007年6月13日～15日）では、「（ふるさと納税）で払いたい地域の選択基準として当てはまるものを、すべて」挙げて欲しいという質問に対して、「自分がふるさとであると思える地域であること」と回答したものの比率が42%、「自分の両親や親戚、縁者が今も住んでいること」との回答が30%、「将来は移住したいと考えている地域であること」との回答が8%、「上記のような理由や縁は特にないが、応援してあげたいと感じること」との回答が7%、「自分が旅行や出張などでよく出かける地域であること」との回答が6%、「納税と引き換えに何らかの特典（招待券等）が期待できること」との回答が6%など、「ふるさと」の定義は個人の判断に任せた方がいいという回答比率が高かった。ふるさと納税研究会（2007A）参照。

- 21) 望ましい地方税のためのその他の原則には、安定性の原則、普遍性の原則、自主性の原則がある。神野直彦・小西砂千夫（2010）第4章参照。
- 22) op. cit.
- 23) Tiebout, C. M. (1956)。
- 24) 標準税率での地方税収のうち、基準財政収入額に算入されない25%分は、留保財源と呼ばれる。
- 25) 神野直彦・小西砂千夫（2010）第5章。
- 26) 地方の財源不足を賄うためには、本来、地方交付税の増額が必要であるが、これが困難な場合に、建設地方債の増額加算としての財源対策債の発行によって対応してきた。財政対策債の発行は、1994（平成6）年度から継続的に行われてきた。2001（平成13）年度からは、経常的経費についての地方の財源不足に対応するために、地方交付税の増額の代替措置として、臨時財政対策債の発行が続いている。神野直彦・小西砂千夫（2010）第5章参照。
- 27) 清水崇史（2015）によれば、長野県飯山市では、2015年1月から市内の工場出荷したタブレットパソコンやノートパソコンを返礼品に取りそろえた。特に人気があったのは、40,000円以上50,000円未満の寄付の返礼としての8インチ液晶のタブレットパソコン（販売価格24,000円程度）であった。この場合、飯山市は40,000円の寄付を受けても、返礼品の価格との差額16,000円を得たに過ぎないことになる。さらに清水（2015）は、電子マネーを返礼品に選んだ自治体のケースを紹介している。石川県加賀市では2015年2月から3月末までの期間限定で、DVD販売やレンタルを手掛けるDMM.com（東京都渋谷区）で使用可能な電子マネーを、寄付者に返礼品として寄贈することとした。寄付金額の50%が還元されるもので、当初は3月末までの予定であったが、3月4日にこの試みを急遽中止している。また、朝日新聞（2016年3月19日）によれば、この他の高額な返礼品の例として、米俵1俵（10万円相当 山形県三川町）、ハイビジョン液晶テレビ（10万円相当 長野県伊那市、福井県越前市）、空き家管理サービス3ヶ月分（5万円相当 富山県氷見市）、お掃除ロボット（3万円相当 大阪府貝塚市）、競馬レースの命名権（2万円相当 岐阜県笠松町）などが揚げられる。
- 28) 千葉県大多喜町は2014年12月に町内だけで使用できる金券の「ふるさと感謝券」を返礼品に加えたことによって寄付が急増し、町税収入10億円程度に対して2015年度の寄付額は前年度の40倍近い18億円超に達している。金券はネットオークションで転売することにより、通販でブランド時計などを買うのにも使うことができる。大多喜町は2016年5月になって、「転売」を是正することは困難であるとして、金券の「ふるさと感謝券」の送付を取りやめることを決定した。総務省は2016年4月に、金券など資産性の高い返礼品を送付しないよう各地方団体に通達を出したが、この通達の後にも、千葉県勝浦市と群馬県渋川市は金券を返礼品に加えている（朝日新聞2016年4月1日号、4月2日号、5月16日号、6月16日号を参照）。
- 29) 小山善一郎（2013）は、総務省「ふるさと納税」運用状況の実態調査（2013）を下に、寄付者に対する寄付団体による返礼品の贈呈の状況をまとめている。また松崎祐介（2015）は、鳥根県浜田市と岩手県北上市の2市が、返礼品について工夫していることを紹介している。
- 30) 「平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営にあたっての留意事項等について」（平成27年1月23日付事務連絡）
- 31) 総務大臣通知「地方税法、同施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日付総税企第39号）
- 32) 総務大臣通知「地方税法、同施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日付総税企第37号）
この大臣通知では、①プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等、金銭類似性の高いもの、②電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等、資産性の高いもの、③高額または寄付額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）の送付を行わないよう求めている。

「ふるさと納税」制度とその問題点

- 33) 「ふるさと納税」制度を通じた地方団体の寄付額の増大による社会福祉団体など、地方団体以外の団体への寄付に及ぼす影響など、寄付金税制としての「ふるさと納税」制度の批判としては、野口悠紀雄（2007）、片山善博（2008）（2014）、三角政勝（2015）がある。
- 34) 対象となる寄付金額は所得税については所得額の40%、住民税については所得額の30%を限度とする。
- 35) 国税庁ウェブサイトによれば、個人が支出した認定NPO法人等または公益社団法人等に対する寄付金については、1 寄付金控除（所得控除）の適用を受けるか、2 寄付金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができる。
- 1 寄付金控除（所得控除）では、寄付金控除は次の算式で計算する。
その年中に支出した特定寄付金の額の合計額－2,000円＝寄付金控除額
ただし特定寄付金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度である。
- 2 寄付金特別控除（税額控除）では、寄付金特別控除は以下の算式で計算する。
（その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄付金や公益社団法人等に対する寄付金（一定の要件を満たすもの）の合計額－2,000円）×40%＝寄付金特別控除額
ただし上の算式における寄付金の額の合計額は、原則として所得金額の40%相当額が限度である。
また特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度である。上記1及び2の算式中の2,000円は、寄付金控除と寄付金特別控除（税額控除）と併せて2,000円である。
- 36) 総務省自治税務局ウェブサイト「寄付金税額控除の概要（個人住民税）」
- 37) この算式は三角政勝（2015）に示されているものである。
- 38) 三角（2015）は、1件当たりの寄附額を30,000円とし、寄付1件当たり12,000円分の返礼品が送付され、また寄付1件当たりの事務コストを3,000円と想定した場合について、各主体別の受益と負担を求めている。
- 39) 総務省自治税務局が2013（平成25）年に、全国47都道府県と1742市区町村に対して行った「ふるさと納税に関する調査結果（概要）」では、「当該団体に対して、住民以外の者の関心が高まった」と解答した地方団体は、都道府県で26団体（55%）、市町村で771団体（44%）に上った。また「住民以外の者への情報発信を活発に行うようになった」と回答した地方団体は、市区町村では336団体（19%）であったが、都道府県では17団体（36%）に上った。「地域の魅力を高めるための取組みを積極的に行うようになった」と回答した地方団体は、市町村では252団体（14%）に過ぎなかったが、都道府県では12団体（26%）に上った。総務省自治税務局（2013）参照。さらに、総務省自治税務局市町村税課が2015（平成27）年に1,788の全地方団体（47都道府県と1741市区町村）に対して行った「ふるさと納税に関する現況調査結果について」（調査期間2015年9月2日～10月7日）でも、「ふるさと納税制度を活用することで、自治体のPRが可能となる制度であると考えている」団体は、668団体（37.4%）に上り、また「ふるさと納税制度を活用することで、観光客の呼び込みとうにつながるなど、人的交流に繋がる制度であると考えている」地方団体も、309団体（17.3%）あった。総務省自治税務局市町村税課（2015）参照。

参考文献

- 片山善博（2008）「「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える」『税経通信』（税務経理協会）63巻7号
2008年7月 pp. 17～24
- 片山善博（2014）「片山善博の「日本を診る」連載60 自治を蝕む『ふるさと納税』」『世界』（岩波書店）
861号 2014年10月 pp. 60～62
- 小山善一郎（2013）「地域の視点 2013.9.10 半数が寄附のお礼に特産品 一ふるさと納税の運用で初調査一」

- 『法令解釈資料総覧』（第一法規株式会社）第381号2013年10月 pp. 45～47
- 佐藤英明（2009）「いわゆる「ふるさと納税」制度について ―制度の性格と合理性の検討―」『都市問題研究』（都市問題研究会）61巻3号（通巻699号）2009年3月 pp. 59～72
- 清水崇史（2015）「スペシャルレポート 地域創生に経営の視点 ふるさと納税が問う自治体の“知”」『日経ビジネス』（日経BP社）1783号 2015/03/16号 pp. 54～58
- 神野直彦・小西砂千夫（2010）『日本の地方財政』有斐閣 2014年10月
- 総務省（2016）「各自治体ふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成27年度）（総務省ウェブサイト「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査について」所収）
- 総務省自治税務局 ふるさと納税の実績額（総務省ウェブサイト「ふるさと納税ポータルサイト」内「関連資料」所収）
- 総務省自治税務局（2013）「ふるさと納税に関する調査結果（概要）」2013年9月13日
- 総務省自治税務局市町村税課（2015）「ふるさと納税に関する現況結果について」2015年10月23日
- 高橋洋一（2008）「「地域間格差是正のため」は誤解 ふるさと納税の本当の狙い」『週刊ダイヤモンド』（ダイヤモンド社）96巻5号 2008年2月2日 pp. 112～114
- 知原信良（2007）「ふるさと納税制度とパーセント法について」『国際税制研究』（納税協会連合会）19号 pp. 46-54
- 永橋利志（2008）「地方税課税を検討する ふるさと納税を中心として」『税研』24巻2号 2008年9月 pp. 105～110
- 野口悠紀雄（2007）「「超」整理日記 386「ふるさと納税」が招くモラルの低下」『週刊ダイヤモンド』（ダイヤモンド社）95巻41号 2007年10月27日 pp. 150～151
- 藤原真史（2008）「地方自治体の歳入確保の現状と課題 ―法定外税とふるさと納税制度を手がかりに―」『山梨大学教育人間科学部紀要』10巻 pp. 313～320
- ふるさと納税研究会（2007A）「ふるさと納税研究会報告書」2007年10月
- ふるさと納税研究会（2007B）「資料編：『ふるさと納税研究会』報告書のポイント」『地方財政』46巻10号 2007年10月 pp. 273～275
- 松崎祐介（2015）「調査 信用金庫・地方公共団体が連携した地域活性化支援の取組みについて ―ふるさと納税制度を活用した地域活性化支援―」『信金中央月報』14巻3号 2015年3月 pp. 4～17
- 三角政勝（2015）「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」―寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題―」『立法と調査』371号 2015年12月1日 pp. 59～73
- 山本倫彦（2015）「地方税法の一部改正（ふるさと納税制度の拡充関係）について」『地方自治』812号 2015年7月 pp. 41～62
- Tiebout, C. M. (1956), "A pure theory of local expenditures." *Journal of Political Economy*, Vol. 64, pp. 416-424